

○農林水産省告示第千六十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第四十三の規定に基づき、
平成十六年九月二十九日農林水産省告示第千七百
七十四号（ブラジル連邦共和国産トミニアトキン
ス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定
める基準を定める件）の一部を次のように改正し、
公布の日から施行する。

平成二十年七月一日

農林水産大臣 若林 正俊

一 中「トミニアトキンス種」の上に「セント種
及び」を加え、「ブラジル連邦共和国の」を「ブラ
ジルの」に、「ブラジル連邦共和国植物防疫機関」
を「ブラジル植物防疫機関」に改める。
三の（一）及び六の（三）中「ブラジル連邦共和国植物
防疫機関」を「ブラジル植物防疫機関」に改める。